



「ひつたくり」に
気をつけよう！

「ひつたくり」は夏休み明けの気の緩んだときに多く発生しています。「自分は大丈夫」と油断は禁物です。ひつたくりをしようとする者は、その被害を防ぐことができません。しかし、次のようなちょっととした対策や心がけで、その被害を防ぐことができます。

1 9月9日(日)は「救急の日」
9日(日)～15日(土)まで「救急医療週間」です！
大切な命を救うため、覚えてください！



2 「救急相談センター」の
案内！

「救急車を呼んだ方がいいのかな？」迷つたら、東京消防庁救急相談センターへ！

同センターでは、病院受診や応急手当のアドバイス、診療可能な医療機関案内、緊急の場合は救急車を出動させるなどのサービスを提供しています。※電話受付は24時間対応



市民活動

● 談話室「輝き」

定年後や定年をこれから迎え、地域で何かしてみたい、交流を広げたい、そんな方、気軽に集まります。

申込みは不要です。直接ご来場ください。

問合せ 安全安心まちづくり課 地域安全係・福生警察署 03-5510-0

3 「救急搬送トリアージ」に
ご協力お願いします！

東京消防庁では、救急車の適正利用を促進するため、救急現場で明らかに緊急性が認められない場合、ご本人の同意が得られれば、傷病者ご自身での自己通院をお願いする「救急搬送トリアージ」を6月1日

問合せ 梶原 勝也

電話番号 03-3212-5213 (多摩地区)

3

「男女共同参画社会」をテーマにした標語を募集します

「男女共同参画社会」をテーマにした標語を募集します

暴力被害者支援情報サイト http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html を開設しています。

力についての相談は社会福

祉課庶務・福祉計画担当

件名に必ず「男女共同参画の標語」と入力し、送信してください。

問い合わせ 協働推進課

郵送

本町5福生市役所協働推進課へ。

ファクシミリ

FAX 552-9433

市ホームページトップページ左側の「標語募集から」、

パートナーシップを高め

くらしに根ざし、男女の

パートナーシップを高め

メージアップとなるよう

な

メージをお寄せください。

問い合わせ 協働推進課

郵送

本町5福生市役所協働推進課へ。

3

被害者の親族等への接近

命令

3

電話等を禁止する保護

命令

1

保護命令制度の拡充

方法

内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト

http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html を開設しています。

問い合わせ 法改正の内容については協働推進課、配偶者暴

力についての相談は社会福

祉課庶務・福祉計画担当

件名に必ず「男女共同参画の標語」と入力し、送信してください。

問い合わせ 協働推進課

郵送

本町5福生市役所協働推進課へ。

II

市町村基本計画の策定の

努力義務 等

3

被害者の親族等への接近

命令

2

電話等を禁止する保護

命令

1

保護命令制度の拡充

方法

内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト

http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html を開設しています。

問い合わせ 法改正の内容については協働推進課、配偶者暴

力についての相談は社会福

祉課庶務・福祉計画担当

件名に必ず「男女共同参画の標語」と入力し、送信してください。

問い合わせ 協働推進課

郵送

本町5福生市役所協働推進課へ。

II

市町村基本計画の策定の

努力義務 等

3

被害者の親族等への接近

命令

2

電話等を禁止する保護

命令

1

保護命令制度の拡充

方法

内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト

http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html を開設しています。

問い合わせ 法改正の内容については協働推進課、配偶者暴

力についての相談は社会福

祉課庶務・福祉計画担当

件名に必ず「男女共同参画の標語」と入力し、送信してください。

問い合わせ 協働推進課

郵送

本町5福生市役所協働推進課へ。

II

市町村基本計画の策定の

努力義務 等

3

被害者の親族等への接近

命令

2

電話等を禁止する保護

命令

1

保護命令制度の拡充

方法

内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト

http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html を開設しています。

問い合わせ 法改正の内容については協働推進課、配偶者暴

力についての相談は社会福

祉課庶務・福祉計画担当

件名に必ず「男女共同参画の標語」と入力し、送信してください。

問い合わせ 協働推進課

郵送

本町5福生市役所協働推進課へ。

II

市町村基本計画の策定の

努力義務 等

3

被害者の親族等への接近

命令

2

電話等を禁止する保護

命令

1

保護命令制度の拡充

方法

内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト

http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html を開設しています。

問い合わせ 法改正の内容については協働推進課、配偶者暴

力についての相談は社会福

祉課庶務・福祉計画担当

件名に必ず「男女共同参画の標語」と入力し、送信してください。

問い合わせ 協働推進課

郵送

本町5福生市役所協働推進課へ。

II

市町村基本計画の策定の

努力義務 等

3

被害者の親族等への接近

命令

2

電話等を禁止する保護

命令

1

保護命令制度の拡充

方法

内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト

http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html を開設しています。

問い合わせ 法改正の内容については協働推進課、配偶者暴

力についての相談は社会福

祉課庶務・福祉計画担当

件名に必ず「男女共同参画の標語」と入力し、送信してください。

問い合わせ 協働推進課

郵送

本町5福生市役所協働推進課へ。

II

市町村基本計画の策定の

努力義務 等

3

被害者の親族等への接近

命令

2

電話等を禁止する保護

命令

1

保護命令制度の拡充

方法

内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト

http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html を開設しています。